



発行 東京都

目次

規則

○農地法施行細則の一部を改正する規則……（産業労働局農林水産部農業振興課）…
告 示（公）

○指定講習機関の特定講習の休止……

規則

農地法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十六号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和二十八年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中

「第二十条第二項の規定において準用する政令第七條第二項」を「第二十二條第二項」

に改める。

別記第一号様式中「下記によって」を「下記のとおり」に、「規定によって」を「規

定により」に、「関係者」を「申請者」に改める。

別記第二号様式1面を次のように改める。

第2号様式（第1条、第2条関係）

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

年月日

農業委員会

Table with columns for applicant information, land details, and agricultural use. Includes fields for name, address, land area, and intended use.

Table with columns for agricultural use details, including crop type, area, and related regulations.

Table with columns for administrative procedures, including application date, review status, and approval/rejection dates.

Table with columns for regional planning and zoning information, including urban planning and agricultural land use designations.

Table with columns for general comments and other administrative notes.

別記第二号様式²面²中「11」を「12」に改め、同様式²面²に次のように加える。

6 「東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の東京都農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

別記第三号様式²面²中「下記によって」や「下記のとおり」は「規定によって」や

「規定により」に改め、同様式²面²中「法人」や「当事者が法人」に改め、

別記第四号様式²面²中

(3) 世帯員（構成員）の状況

世帯員 （構成員） （15歳以上） の 氏名	性別	年齢	世帯員（構成員）就業等の状況（○印を付す）				備考
			農業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	
賃貸人							年歴（常雇） 男 人、女 人 臨時雇 男 人、女 人 15歳未満の 世帯員 （構成員） 男 人、女 人
賃借人							

を

(3) 世帯員（構成員）の状況

世帯員 （構成員） （15歳以上） の 氏名	年齢	世帯員（構成員）就業等の 状況（○印を付す）			備考
		農業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	
賃貸人					
賃借人					

を

別記第五号様式²面²中「農業生産法人」や「農地所有適格法人」に改め、同様式²面²中

「東京都農業会議」や「東京都農業委員会ネットワーク機構」は「農業生産法人」や「農地所有適格法人」に改め、

を

- この規則が公布の日から施行する。
- この規則の施行の途、この規則による改正前の農地法施行細則による用紙は、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

告 白（公）

●東京都公安委員会告示第113号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹
記

指定講習機関の名称、 住所及び代表者氏名	休止する特定 講習の種類別	休止する期間
日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6 番27号 代表取締役 富田 和佳	普通自動車、 大型自動二輪 車、普通自動 二輪車及び原 動機付自転車 免許に係る初 心運転者講習	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日までの間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

